

平成 23 年度 法科大学院（法務研究科）既修者認定試験

民事法（民法・商法）問題紙

A日程

平成 22 年 10 月 24 日

10 : 00～12 : 30（150 分）

（220 点）

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 民事法の問題紙は 1 ページから 3 ページである。

科 目 名	ページ
民 法	1～2
商 法	3

3. 解答用紙は、3 枚である。解答用紙の追加は認めない。

科 目 名	枚数	配点
民 法	問題 1 と問題 2 の 2 枚	120 点
商 法	1 枚	100 点
合 計	3 枚	220 点

4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北 海 学 園 大 学

民 法

(配点 120 点)

問題 1 (配点 60 点)

Aは、2001年6月に、自己の経営する寝具製造販売業の営業資金500万円をB銀行から借受け(返済期2002年3月)、自己の所有する甲土地(評価額600万円)に抵当権を設定してその登記をした。その後、同年10月に、Cから500万円を借受け、甲土地に抵当権を設定し、その登記をした。

問 1

B銀行は、Aに対する貸付債権の返済期到来後もAの営業状態を調査しながら抵当権実行を控えていたが、2007年4月に、債務の弁済がなければ抵当権の実行をする旨Aに申し出たところ、Aは、B銀行の貸付債権について消滅時効が完成していることを知らずに(商法522条)、営業状態が好転しつつあるので1ヶ月後に元金を返済するのでそれまで返済を猶予してほしいと述べ、B銀行は1か月の猶予を認めることにした。その後、Aは、B銀行の貸付債権について消滅時効が完成していることを知り、時効の援用により貸付債権の消滅を主張した。時効利益の放棄との相違点を論じたうえで、Aの主張が認められるか、理由を付して答えなさい。(20点)

問 2

Cは、2007年4月下旬に、B銀行のAに対する貸付債権の消滅時効が完成していることを知り、消滅時効を援用したいと考えている。① 消滅時効の援用権者の範囲について簡潔に論じ、② CがB銀行の貸付債権の消滅時効についていかなる利益を有するかを論じたうえでCの援用が認められるかについて答えなさい。(40点)

問題 2 (配点 60 点)

債権譲渡に関する次の問いに答えなさい。

問 1 AはBに対して有する貸金債権をCに譲渡し、その旨をBに電話で伝えた。弁済期にCから請求を受けたBは、Cに弁済した。ところがその後Aは、その債権をDに譲渡し、内容証明郵便でBに債権譲渡の通知をした。Dは、自分への債権譲渡は確定日付のある証書で通知されたのだから自分がCに優先すると主張してBにその支払いを求めている。Dの主張は認められるか。(20 点)

問 2 AはBに対して貸金債権を有しているが、その債権を担保するために、B所有の土地に抵当権の設定を受けている。Bは債務を完済したが、抵当権の登記を抹消するのを失念していた。ところがAは、貸金債権がまだ消滅していないと誤信し、この債権が現存するものとしてCに譲渡した。ところがBの方も、この債権譲渡を異議を留めないで承諾してしまった。Cは、Bに対し弁済を求めることができるか。できるとした場合に、Bが支払わないとき、抵当権の実行が可能だろうか。(20 点)

問 3 AがBに対して有する貸金債権がCとDに二重譲渡された。いずれの譲渡通知も内容証明郵便でBに通知されたが、Cに譲渡した旨の通知の日付はDへのそれよりも遅れていたが、郵便が配達されたのは2通同時であった。Cからの支払請求に対し、Bは支払を拒むことができるか。(20 点)

商 法

(配点 100 点)

A 株式会社は、その定款によると、公開会社で、1 種類の株式を発行しており、委員会設置会社ではない。

A 社は、公開会社のままで、次のような資金調達を考えている。

- ① 不特定多数の者から、同じ条件で資金を調達する。
- ② 調達した資金は、同額を一定期間経過後に返還する。
- ③ 資金提供者には、原則として、毎年、提供された資金の額の 5% が支払われるようにする。
- ④ A 社の業績が良好である場合には、③の金額に加えて、さらなる金額が支払われるようにする。
- ⑤ 資金提供者は、A 社の株主総会において議決権を有しない。

- (1) 「新株の発行」として、①～⑤を最大限実現するには、どのような株式を設計し、どのような機関が何を決定すればよいか。(30 点)
- (2) 「社債の発行」として、①～④を最大限実現するには、どのような社債を設計し、どのような機関が何を決定すればよいか。(30 点)
- (3) (1) の株主、(2) の社債権者の会社に対する権利にはどのような相違があるか。(40 点)